

視察研修レポート

委員氏名 高橋善貞

視 察 先	池田町議会
調 査 事 項	(1) インターネット中継について (2) 通年議会の運用状況について (3) 広報特別委員会（広聴）について
委 員 所 感 (意見・課題・中 標津町への反映 など)	【基本情報】人口 6,089 人 (3,251 世帯) 行政面積 371.79 k m² 議員数 12 人 (令和 5 年 4 月定数と同数で無投票) (1) インターネット中継について 庁舎が古く (昭和 44 年 = 築 54 年)、正面玄関外壁面に耐震補強の鉄骨がむき出しになっていて、観光地「ワイン城」が平成 2 年にリニューアルした経過もあり新庁舎建設への民意は熟していないと感じた。 しかし、議会中継 (ライブ放送) の歴史は古く昭和 48 年から平成 23 年までの 38 年間「町営有線テレビ」により議会中継を実施し、その後平成 23 年から令和 3 年まではインターネット中継に移行したが、中継画像の問題もあり令和 3 年より現在の動画配信サイト「YouTube」による即日配信を行っている。 議場にはいまだに有線テレビ時代に使用したサスペンションライトが残っているが、現在のカメラ機能では議場の照明灯で十分録画可能とのことでした。 撮影のカメラを操作する職員の人数が一人で可能なように、発言者へのカメラ切替えがあらかじめ入力されており、定点カメラとは違い質問者から答弁者へのカメラワークがワンクリックで行えるなど、最新の IT 機材の進歩に驚きました。 導入経費は 16,060 千円程度 (10 年前は 2 千万円越え) で今後も機能は進化し価格も安くなると感じました。 ランニングコストは年間約 264,000 円で、5 年に一度の更新 (約 50 万円) を見込んでいる。 現段階で中標津町議会としてインターネット中継の事業標準価格は上記の通りとなりますが、池田町が取り組んだ機種選定は同日視察研修した幕別町に比べて議会事務局職員への負担が少ないと感じました。

視察研修レポート

(2) 通年議会の運用状況について

平成27年1月に導入し関係条例の改正・廃止等を行ってきたが、実際この8年間に議長権限で本議会を再開（通年なので）するような急を要する場面がなく、具体的な事件やメリットは聴けなかった。

当初目的の「議会の活性化」には現実的につながっていない。

中標津町においては「通年議会」による議長召集の本会議再開と、現状の理事者召集の「臨時議会」についての大きな違いと、「災害等の突発的な事件や緊急の行政課題」について、何をどの程度想定して「通年議会」を目指すのか明らかにするためにも、改めて議員間での議論が必要と感じました。

(3) 広報特別委員会（広聴）について

議会のテレビ中継が進んでいた池田町だからなのか、池田町議会だより「かけはし」の創刊号は平成4年6月で意外と歴史が浅く今年30年を超えたばかりで、全14Pで白黒印刷により経費削減を図っている。

創刊後の平成5年度から平成16年度まで道議長会主催の議会広報コンクールで5回、全国コンクールで1回入選しており、平成16年度以降コンクールには応募していないとのことでした。

この創刊から携わったの議会だよりの編集者は広報誌製作に長けており、白黒印刷になってからは業者委託での編集作業となり新たなアイデア等に取り組んでいない。

中標津町においても池田町のように議長を除く全員が「議会広報広聴特別委員会」として構成し、その中の「議会運営委員会」所属議員を広聴委員としてはいく方法も検討すべきと思いました。

議会広報は素人議員が集まり、議会事務局職員に助けてもらいながら編集していくやり方から、広報誌印刷だけでなく編集作業においてプロの力を借りる方法を検討していくべきと感じました。

視察研修レポート

委員氏名 高橋善貞

視 察 先	幕別町議会
調 査 事 項	(1) 議会基本条例について (2) 広報広聴委員会について (3) 災害時対応方針について (4) インターネット中継について
委 員 所 感 (意見・課題・中標津町への反映など)	【基本情報】人口 25,727 人 (12,652 世帯) 行政面積 477.64 k m² 議員数 19 人 (令和 5 年 4 月定数と同数で無投票) (1) 議会基本条例について 幕別町が平成 26 年 4 月に条例制定して以降、議会活動に対し議会基本条例第〇条第〇項と根拠付けを行っている。 中標津町の場合自治基本条例の各条文に「議会及び行政は」で始まるので幕別町の議会基本条例は、ほとんど条文化されている。 ～ 資料 令和 5 年度版「議会活性化のあゆみ」参考 「議会報告会」自治基本条例第 5 条第 1 項の 2 又は 自治基本条例第 22 条第 5 項 (幕別町議会基本条例第 8 条第 2 項) 「団体との意見交換の実施」自治基本条例第 9 条第 1 項の 2 (幕別町議会基本条例第 13 条第 3 項) 「委員会の適切な運営」自治基本条例に明確な条文無し (幕別町議会基本条例第 13 条) 「高校生出前講座」自治基本条例第 8 条 (幕別町議会基本条例第 8 条第 1 項) 「議場 DE コンサート」自治基本条例に明確な条文無し (幕別町議会基本条例第 8 条第 1 項) 「講演会・研修の実施」自治基本条例第 27 条第 2 項 (幕別町議会基本条例第 14 条第 1 項) 中標津町自治基本条例は「議会基本条例を制定しない」ことを前提に策定したためにこのような条文になっている。 議会を含めたこの条例の見直しを、町長が諮問する「中標津町自治推進会議」が審議することの疑問は残るが、当面必要な条項は、中標津町議会「議会運営に関する確認」(令和 4 年 10 月 10 日改正)に追加修正していくことで問題はないと思います。

視察研修レポート

(2) 広報広聴委員会について

表紙・裏表紙のみカラーで中は白黒印刷の議会だよりで、記事のレイアウトや編集はパターン化されています。

議会だよりの作成は中標津町議会とほぼ同様に感じましたが、広聴に関しての「議会報告会」を平成 24 年の試行段階は議会運営委員会が主管でしたが、翌年から広報広聴委員会に変わっている。

また、インターネット中継・ホームページ更新についても議会事務局職員が行っており、広報広聴委員会での関与は余りないと感じた。

更に各種団体との懇談については 3 常任委員会が所管するテーマで実施しており、議会の ICT 化について議会運営委員会が所管しているので「広聴」の範囲は非常に狭いと思います。

(3) 災害時対応方針について

幕別町議会基本条例第 4 条の「災害時の議会の対応」について、詳細を「幕別町議会災害対策会議設置要綱」更に「幕別町議会災害時対応指針」に災害時に議会議員の立ち位置が明確化されており、平成 28 年度のダブル台風による被災が条例追加や要綱制定の大きな要因と感じた。

中標津町においては、当面は総務文教常任委員会から提案された「中標津町議会災害時行動基準」の周知を図り、更に発展させ検討していくことが必要と思います。

(4) インターネット中継について

池田町の「YouTube」による即日配信と違い、幕別町 HP からの動画中継は平成 18 年に約 1 億円をかけて旧庁舎で中継を開始しましたが、10 年後の平成 28 年新庁舎建設に伴い議場の音響システムと併せて IT 機器を更新しました。

令和元年に 1 回目のシステム更新（450 万円）を行っておりますが、カメラワークを考えると池田町のシステムが職員一人で操作可能なので優れていると感じましたが、幕別町の議会事務局職員は 4 人で池田町（3 人）と環境が違ってもネット配信できる要因と思います。

新庁舎建設から 7 年ほどしか経過していないので議場は現代的な白を基調とした内装で明るく、コンサートが可能な移動可能な机・椅子

視 察 研 修 レ ポ ー ト

	を配置し床はフラットであり、コンサートのインターネット中継も行っているとのことでした。
その他	1 1、池田町、幕別町、のインターネット議会中継について 両町ともに即日配信への慎重さはほとんど感じられない。 特に「池田町議会 YouTube チャンネル運用方針」を見るとのライブ配信動画は第 8 条に免責事項があり、「池田町議会の正式記録ではなく、正確性、有効性等を保証するものではない」更に 「発言の取消しや訂正等の修正を原則として行わずに配信する」とされており、議会情報を早期に公開することが重要と感じました。